

参加停止措置に係る再苦情申立て及び回答の内容

標記の件について、下記申立人より、立川市入札及び契約手続等に係る苦情処理手続要綱（平成 18 年立川市要綱第 17 号。以下「要綱」といいます。）第 6 条第 1 項の規定による再苦情の申立てがありました。

市は、要綱第 6 条第 3 項の規定により、令和 8 年 6 月 15 日付けで立川市入札等監視委員会（以下「委員会」といいます。）に対し審議を依頼しました。

令和 8 年 8 月 21 日付けで委員会から出された意見書を踏まえ、市は、要綱第 7 条の規定に基づき、令和 8 年 8 月 28 日付けで書面により回答しましたので、要綱第 8 条の規定に基づき、再苦情及び再苦情の申立てに対する回答の内容を公表します。

1 再苦情申立人

株式会社中村建築デザイン（東京都武蔵野市）

2 再苦情申立て年月日

令和 8 年 6 月 8 日

3 再苦情申立てに係る措置

立川市競争入札等参加停止基準（平成 8 年 6 月 28 日市長決定）別表第 2 第 13 項「正当な理由がなく契約を履行しなかったと認められる者」として講じられた参加停止措置（令和 8 年 3 月 19 日から令和 9 年 3 月 18 日までの 12 月）

4 申立ての趣旨及び理由

令和 8 年 5 月 10 日付けの苦情申立書に対する同月 22 日付けの市の回答は、苦情申立書に記載した参加停止の真の事由及び 5 項目の各事項（①「履行拒否」との記載は虚偽である。②「協議の催告をするも対応なく」の記載は虚偽である。③指示書は受け取ったが、その意図していることが虚偽である。④施設課職員（担当した監督員）は工事監理を行う能力がなく工事監理はできない。⑤協議の最中に協議が整わなかったと虚偽主張し、契約解除したことは時系列的につじつまが合わずありえない。）について一切回答していない。

立川市は、これら不服の各事項について明確に回答する説明責任がある。明確に説明できなければ、速やかに参加停止の撤回を求める。

また、令和 8 年 5 月 27 日付けで立川市ホームページに参加停止措置に係る苦情申立て及び回答の内容を公表しているが、申立ての趣旨及び理由は、原文そのままでは無く、立川市にとって都合のよい部分のみを切り取った恣意的に改ざんした文章である。速やかに原文に差し替えが行われなければ、再苦情申立人は事実をそのまま公表する。

立川市入札等監視委員会の審議では、苦情処理手続要綱の趣旨に則った原文による中立公正な審議を求める。

5 再苦情申立てに対する回答

(1) 市が契約不履行と認定した理由

ア 契約不履行に至った経緯について

(ア) 再苦情申立人は、令和8年5月10日付けの本件苦情申立てにおいて、『建築施工者が政治家を背後に介入させて、監理者に圧力をかけ、事実を捻じ曲げる言動で、恫喝まがいの行為を行ってきたために、監理業務の一部（建築工事部分）を履行することが不可能な状態に陥った』ことが原因である」などとして、「履行拒否したのではなく、履行することが不可能な状態に陥った」旨を主張しています。しかしながら、以下のとおり、再苦情申立人は、客観的に監理業務が可能な状況であったにもかかわらず、工事受注者（建築施工者）との折り合いが悪いことを理由に、自らの判断により令和7年11月4日以降における建築工事に関する一切の監理業務を放棄しましたので、「契約を履行しなかったと認められる者」に該当することは明らかです。

(イ) すなわち、市は、立川市羽衣福祉作業所の中規模改修工事について、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分けて発注しました。そして、再苦情申立人は、各種工事の設計及び工事監理業務を受注した事業者です。

当該工事では、当初より見解の相違をめぐって再苦情申立人と工事受注者との折り合いが悪く、頻繁に事業者間で揉めていました。令和7年10月22日には、工事受注者が市議会議員とともに市の窓口に来庁し、再苦情申立人との間の揉め事について市が相談を受けたことがありました。もっとも、市としては、市議会議員が同席しているからといって特別な対応をしたわけではなく、事業者間において解決を試みるよう一般的な指導をしました。

その後、令和7年11月4日に工事受注者が再苦情申立人に対し、市議会議員を同行して市の窓口で相談に行ったことを伝えたため、再苦情申立人は「建築施工者が政治家を介入させて事実を捻じ曲げ恫喝まがいの行為を行ってきた」などと主張し、「建築工事に関する監理業務が履行不可能になった」として、契約内容の見直しを市に求めるようになりました。これに対し、市は、再苦情申立人に対し、契約内容の見直しについて協議の場を設けたいこと、協議中の期間においても工事受注者の監理業務を引き続き行っていただく必要がある旨を明確に伝えました。しかしながら、令和7年11月12日になると、市は、再苦情申立人より「政治家の不当介入が発覚した11月4日より、建築施工者に対して真つ当な監理業務が行えなくなったことは既に伝えてあり、この状態では監理者としてのプライドが保てないので、その日より建築施工者への監理業務および建築施工者へのコンタクト

は弊社の経営方針として一切行わない決断いたしました」と記載されたメールを受信しました。これに対しても、市は、契約内容の見直しに関する協議が済むまでの間も、工事受注者の監理業務を行う必要があることをメールで回答しました。しかし、令和7年11月4日以降、再苦情申立人は工事受注者の監理業務を一切行わなくなりました。

そこで、市の監督員は、契約の履行不能を理由として契約内容の一部見直しを請求するとともに政治家の不当介入を強く主張する再苦情申立人に対し、令和7年11月14日付けの文書により事実関係についての説明を求めました。しかし、市は、再苦情申立人からの回答を得られなかったため、その主張の根拠及び事実関係を確認することができませんでした。また、契約内容の見直しに関する協議も、事実上進めることができませんでした。

このような状況から、市（の監督員）は、再苦情申立人が合理的な理由なく一方的に契約の履行を拒否していること、また協議中であっても再苦情申立人には工事受注者の監理業務を行うべき契約上の義務があるという判断に基づき、再苦情申立人に対し、令和7年12月3日付けの指示書により、工事監理業務委託契約による適正な契約履行を求めました。しかし、再苦情申立人は、一方的な主張のみから監督員の対応を批判するようになり、令和7年12月15日付けの書面によって監督員との協議の中止を申し入れたため、市と再苦情申立人との協議ができなくなりました。

（ウ）以上より、再苦情申立人は、市の監督員から事前に了承を得ることもないばかりか、市からの事実確認にも誠実に対応せず、「監理者としてのプライドが保てない」などという独自の主張をもって一方的に令和7年11月4日以降における工事受注者の監理業務を放棄しました。このような経緯から、市は、再苦情申立人が「契約を履行しなかった」と認定しました。

イ 協議中も契約上の履行義務があったと判断した理由について

（ア）この点について、再苦情申立人は、令和8年2月27日までは協議中であつたことから、履行拒否又は契約を履行しなかったと評価するのは適切ではない旨を主張しています。しかしながら、以下のとおり、協議事項である契約内容の見直しが必要となった理由として再苦情申立人が主張する事実関係については、いずれも相当な根拠があるものではありませんでした。そのため、協議中であるからといって、契約上の履行義務を免れるとするのは妥当ではありませんし、その旨は再三にわたり再苦情申立人にも伝えていました。

（イ）すなわち、前述のとおり、再苦情申立人が一方的に令和7年11月4日以降における工事受注者の監理業務を放棄してしまったため、同日以降、建築工事に関する監理業務は市の監督員がその役割を担い、中規模改修工事を進めざるを得ませんでした。また、契約内容の見直しに関する協議についても、令和7年12月15日付

けの書面によって再苦情申立人から協議中止の申入れを受けたため、協議を進められない状況が続きました。そこで、市は、再苦情申立人との関係について、工事監理業務委託契約から令和7年11月4日以降の建築工事に関する部分を除外する方針を決定し、令和8年1月28日付けで再苦情申立人に対して再度の協議開始を申し入れました。また、市は再苦情申立人に対し、契約金額について、再苦情申立人の都合により履行されなかった監理業務相当分についての減額を求めましたが、再苦情申立人が契約金額の減額に応じることはありませんでした。

その後、市が令和8年1月28日付けで再苦情申立人に申し入れた協議は、契約期間の末日である令和8年2月27日をもって不調となり、両者合意の下での契約内容の変更には至りませんでした。そのため、市は、再苦情申立人が令和7年11月4日以降の建築工事に関する監理業務を履行しなかった事実及び再苦情申立人が令和7年11月12日付けのメールにより業務の一部の履行を明確に拒絶した事実が、工事監理約款第30条第3号（受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき）に該当すると判断して、再苦情申立人との間における契約の一部解除を行いました。

（ウ）このように、市は、契約内容の見直しに関して、再苦情申立人との間での協議を試みましたが、再苦情申立人は一方的な主張に固執するばかりで、なかなか協議は進展しませんでした。また、再苦情申立人は、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の監理業務委託に係る受注者であったことから、たとえ協議中であっても契約内容を完遂することは当然の責務であり、再苦情申立人側の都合により契約内容の見直しを求めた経緯からすれば契約上の履行義務を免れるものではないことは一層明白です。したがって、再苦情申立人が令和7年11月4日以降に建築工事に係る監理を行わなかったことは、協議中であっても契約の一部不履行に当たります。

（2）再苦情申立人の主張等が、契約を履行しない「正当な理由」に該当しないと市が判断した理由

ア 再苦情申立人は、政治家の介入による圧力や、求めた改善がされないこと、及び協議中であったことなどの各事情について、契約を履行しなかった「正当な理由」に該当する旨を主張しています。しかしながら、以下のとおり、再苦情申立人が主張する各事情は、いずれも合理的な根拠に基づくものではなく、契約不履行の場面における「正当な理由」には該当しないことが明らかです。

イ すなわち、前述のとおり、政治家（市議会議員）が建築施工者とともに市に来訪したことは事実ですが、市の監督員に対する干渉や働きかけの事実はなく、不当な介入とは捉えておりません。当然ながら、市としても、政治家が同席したからといって特別な対応をしたこともありません。また、政治家の介入等に関する再苦情申立人の主

張について、市は、令和7年11月14日付けの文書により、再苦情申立人に対して説明を求めましたが、回答は得られませんでした。

再苦情申立人による契約の一部見直しの請求については、市が再苦情申立人に対し、令和7年11月14日付けの文書により「監理業務のうち、建築工事部分のみの解除を請求されているが、本工事の主要な部分を占める建築工事を除いて、工事全体の適切な監理業務が行える明確な根拠を示すこと」と説明を求めたものの、回答は得られませんでした。このことから、市は建築工事部分のみの解除を認めず、令和7年12月3日付けの指示書により、建築工事を含めた適正な監理業務の実施を指示したものです。市の監督員による指示書の発行が不適切であるという再苦情申立人の主張には、合理的な理由がありません。

また、再苦情申立人は、市の監督員は工事監理を行う能力がなく工事監理はできない旨を主張しています。しかしながら、前述のとおり、令和7年11月4日以降、再苦情申立人が建築工事に係る工事監理を行わなかったことから、市の監督員が工事完成に至るまでの工事監理を行ったのは事実です。市の監督員に係る再苦情申立人の改善要求には、合理的な理由がありません。

そして、市と再苦情申立人との協議については、市が求めた説明がなされないまま、令和7年12月15日に再苦情申立人から協議中止の申入れがありました。加えて、令和8年1月28日から令和8年2月27日までの間、市からの依頼により行った協議では、再苦情申立人は、契約の一部（令和7年11月4日以降の建築工事に係る監理業務）を行わなかったにもかかわらず契約金額の満額を要求するなど、誠実に協議に応じたとはいえません。

ウ 以上より、再苦情申立人が主張する各事情は、いずれも合理的な理由があるとは認められず、契約を履行しなかったことについて「正当な理由」が存在すると判断することはできません。

（３）結論

再苦情申立人を参加停止とした理由は、以上の経過により「立川市羽衣福祉作業所中規模改修工事監理業務委託」において立川市競争入札等参加停止基準に規定されている「正当な理由がなく契約を履行しなかったと認められる者」に該当すると判断したためです。再苦情申立人の多岐にわたる主張は、正当な理由とはいえず、契約不履行の事実を覆すものではありません。

また、工事受注者との関係性にかかわらず、契約内容を完遂することは工事監理業務委託受注者としての当然の責務であり、それを前提として当市への競争入札参加資格登録及び契約受注をすべきです。工事受注者との関係性を理由とした履行放棄は到底許されず、契約当事者間の信頼関係を大きく害するもので、正当な理由には該当しません。したがって、本件措置の撤回には応じられません。

なお、立川市ホームページにおける公表に係る再苦情申立人の主張は、要綱に規定する苦情処理の対象外です。